

会派基本政策 2015

— 60 項目 94 施策 —



福岡市議会 福岡市民クラブ

福岡市民クラブ

福岡市政改革のための 3つの戦略

私たち福岡市議会・福岡市民クラブはこれからの4年間を見据えて、
『生活保障戦略』、『成長戦略』、『地域主権戦略』の3つを大きな柱として、
福岡市政と福岡市議会の改革に必要な取り組みを「会派基本政策」としてまとめました。

この3つの戦略は、それぞれ相互に関係性を持ったもので、
市民の暮らしを守る（生活保障戦略）施策に充当するための財源を
本市の特徴を捉えた成長戦略で新たに生み出す、
そして成長戦略によって生み出されたその財源を地域主権戦略の観点から、
これまで以上に市民の声を反映させる仕組みのもとで分配していく…



このたび、このような都市経営の理念に基づき取りまとめた「会派基本政策」の具体的な内容を
市民の皆様にお示しします。



一人ひとりの命と幸せを大切にする社会を目指す

生活保障戦略

～ 子育て・健康・福祉分野 ～

私たちは、誰も一人では生きていけません。

乳幼児から人生の終焉までの間、支え合い、助け合いのネットワークから誰一人として排除されることのない、一人一人の命と幸せを大切にする社会を確立し、人の一生のそれぞれのライフステージできめ細やかに一人一人の生活が安心して幸せを感じられる姿とは何かを追求し、トータルとして社会コストが最小となる道を探っていくことが課題であり、使命であると考えています。

19 項目 32 施策

生活保障戦略

I. 子ども期における 愛と希望が抱ける子育て 7 項目 10 施策

乳児期の人格形成にとって最も大切なことは、愛情に育まれた養育であります。しかし、近年、女性の就労形態や社会状況の変化の中で、安心して子どもを育てることができる環境整備が必要です。

最適な子育ての社会的条件、愛を育む子育ての環境づくりに向けて取り組みます。

▶ 待機児童の解消 (3 施策)

- 保育所の施設整備に加え、一時預かり保育や育児休暇の促進優遇策など、多様な手法を駆使して待機児童の解消に努めます。
- 保育士の未就労による定員不足を解消するため、処遇改善や資格保有者への研修を実施するなどの対策を講じます。
- 本市男性職員の育児休業取得率を向上させる施策を実施するとともに、民間事業者への啓発も行ないます。

▶ 児童虐待の防止 (1 施策)

- 児童虐待防止を担う児童福祉司や児童心理司などの専門職を増員するとともに、地域からの情報が集まる区役所へ児童福祉司経験者などの専門職を配置するなど、地域との連携を強化します。

▶ 小児 2 次医療提供体制の充実 (1 施策)

- 西部地域における小児 2 次医療提供体制の充実に向けて、医師会や関係医療機関との連携をさらに強化します。

▶ 放課後等の遊び場づくり (1 施策)

- 学校や地域と十分な協議を行ないながら、「放課後等の遊び場づくり事業」の実施校を拡大します。



▶ 子ども医療費助成の拡充 (1 施策)

- 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもの通院・入院に係る費用について助成対象の学年を拡大します。

▶ 学童保育開始時間の前倒し (1 施策)

- 土曜日や夏休み期間などの留守家庭子ども会の開始時間を 30 分間前倒し、午前 8 時からの開始とします。

▶ 女性の健康づくりの推進 (2 施策)

- 乳がん検診の無料クーポン制度について、制度の認知拡大と利用率の向上を図ります。
- 育児や母親の社会との関係の再構築を含めた幅広い産前・産後ケアについて、積極的な施策を展開します。



生活保障戦略

Ⅱ. 家族と地域と施設との連携による 安心と安らぎの高齢化社会

4 項目 7 施策

お年寄り一人一人の暮らしに着目したとき、お年寄りやその家族は、認知症になっても今までの関係を保ちつつ、できる限り住みなれた自宅や地域で暮らしたいと願っています。本来ある家庭や地域の支え合い、助け合いを支援しながら、家族関係や症状に応じたきめ細やかな施策についての的確に把握、分析して、適切な施策の方向性を定めるとともに、家族と地域と施設とのバランスがとれた医療・介護施策を実施する必要があると考えます。

▶ 元気高齢者まちづくりの推進（2 施策）

- 市民の「健康寿命」を延ばすために、日頃から健康増進に積極的に取り組む高齢者に対して様々な支援策を実施します。
- 増高する医療費を抑制できるような仕組みや、健康増進に取り組むインセンティブ付与のあり方として、健康保険料の一部に相当する金額を還付するといった財政的手法の実現を目指します。

▶ 高齢者福祉施設の充実（2 施策）

- 特別養護老人ホーム利用申込者実態調査による結果を分析し、それぞれの施設について、現実に即した適切な整備を実施します。
- 介護職員の確保が困難な状況については、介護現場の状況を把握し、処遇改善が図られるような施策を展開します。

▶ 認知症サポート体制の強化（2 施策）

- 地域包括支援センターの増設や相談員の増員を通じて、認知症相談体制の充実を図ります。
- 認知症に対する理解を深めるため、地域における認知症サポーターの養成を推進します。

▶ 在宅要介護者世帯への支援（1 施策）

- 在宅の要介護者、高齢者世帯に対する支援策として、その状況や症状に応じて、財政的な支援も含めた適切な公的支援策の導入を目指します。



生活保障戦略

Ⅲ. 若者、女性、高齢者、障がい者が 生きがいを抱ける雇用環境 5 項目 9 施策

人の幸せは働くこと、収入を得ること、そして社会の一員として自分の居場所があることだと思います。雇用の創出は社会保障の安定的な供給を確保し、本市の持続的な成長を導くものです。若年層の非正規や派遣等による不安定な雇用環境の改善や、女性が結婚し母親になっても、そのキャリアを継続して生かせる職場環境の整備、また、高齢者や障がい者が生きがいを感じて働き続けられる雇用の場をつくり出す必要があると考えます。

▶ 地場企業が雇用しやすくなる 入札改革 (2 施策)

- 総合評価方式において、社会、地域貢献に関する評価項目の配点をさらに高め、新卒採用条件緩和企業や高齢者雇用企業を入札制度の総合評価で優位にするなど、社会、地域貢献に対して地場企業にインセンティブが働くよう入札制度を改善します。
- 過去に同様の工事を受注した経験があるか否かによって評価に大きな差がつく現行の基準を見直し、地場業者の新規参入の機会を確保します。

▶ 女性の活躍支援 (1 施策)

- 子育てや再就職、起業や介護について、女性からの相談を受ける専門の窓口を新設し、女性が活躍の幅更に広げられるように積極的な支援を行います。

▶ 障がい者の就労自立支援 (3 施策)

- 障がい者施設商品の販売拡大に向けて、集客力のある公共施設を開放するなど、障がい者施設商品の売り上げ支援を強化します。
- 障害者優先調達法の趣旨を十分に踏まえ、全庁挙げて障がい者施設商品の売り上げ増加に努めます。
- 就労移行支援や就労継続支援といった障がい者の就労支援施策については、障がいの種類や程度に応じた適切な知識・スキルを獲得できるよう、事業所との連携や指導を強化します。

▶ 生活困窮者への支援 (1 施策)

- 平成 27 年度から本格施行される生活困窮者自立支援法を踏まえ、相談窓口機能のみならず、就労支援や一時生活支援、学習支援など、自立に向けたトータルな支援体制を構築します。

▶ 生活保護受給者に対する 社会復帰支援 (2 施策)

- 生活保護受給者のボランティア活動への参加を市が率先して促すなど、自立支援に向けたプログラムを充実させます。
- ボランティアや NPO、事業者と連携しながら、就労可能な生活保護受給者の就労支援体制を充実します。



生活保障戦略

IV. 一人ひとりに優しい 福祉のまちづくり

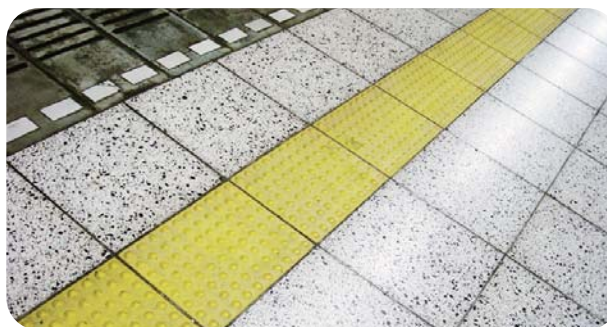
3 項目 6 施策

社会保障としてトータルな生活環境を考えたときに、日常生活の利便性など、まちづくりの視点は欠かせません。

子どもや高齢者、障がい者に優しいまちの仕組みは、健常な大人にとっても優しい仕組み。通学路の安全点検や歩道のバリアフリーだけではなく、交通手段や買い物手段など、子どもや高齢者、障がい者一人一人に優しいまちの仕組みを全体でつづていく必要があると考えます。

▶ バリアフリー施策の拡充（2 施策）

- 交通施設や公共施設等におけるエレベーター設置や段差解消など、バリアフリー整備を進めます。
- 「心のバリアフリー」という視点から、障がいのある方々への理解促進を図るとともに、障がい者への差別禁止に向けた取り組みとして、障がい者に対する差別禁止条例を制定します。



▶ 生活交通対策（2 施策）

- 生活交通条例の趣旨に基づき、地域、交通事業者、市が協働で、高齢化が進む高台や坂道の多い交通不便地での乗り合いタクシーやコミュニティバスなどの導入を支援します。
- 既にコミュニティ交通が試行されている地域においては、今後も運行を希望する地域に対する支援策として、ランニングコストを負担するなどの経済的支援の導入を目指します。

▶ 災害時の要援護者に対する 支援（2 施策）

- 台風、大雨、地震などの災害時における要援護者への地域の具体的な支援方法の確立と併せて、地域防災住民組織の確立と機能強化を図ります。
- 実効性のある救護活動ができるよう、災害時要援護者名簿への記載不同意者について、民生委員と連携しながら、名簿への記載を働きかけます。





新アジア時代の成長プラットフォームシティ福岡を目指す

成長戦略

～ ひと・仕事・まちづくり分野 ～

既に、国内において有数の人、物の移動の結節点となっている本市は、さらに金融、情報の結節機能を高め、持続可能な成長戦略を推進していく必要があります。

総合的に人の交流をふやすグローバル MICE やアジアの社会課題解決を企業活動として支援するソーシャルビジネスを振興し、世界で評価されるアジアの人材を生み出しながら、次々に新しい仕事を生み出す都市として、人、物、金融、情報、全てのプラットフォームとしての地位を確立し、世界の中での九州、アジアの成長プラットフォームシティ福岡を目指すことが重要であると考えます。

22 項目 34 施策

新アジア時代の成長プラットフォームシティ福岡を目指す

成長戦略

I. 幅広い人の往来を促す グローバルMICE都市

4 項目 8 施策

港を介した国内外からの来訪により都市的繁栄を維持続けてきた本市は、日本で最も歴史のある港町です。

本市の強みを生かしながら、来訪者の関心に応えるコンベンションを定期的に開くなど、21 世紀の知のホットスポットとして世界の人々を惹きつけること、これこそが本市の目指すべき進路であると考えます。

▶ セントラルパーク構想の推進（2 施策）

- 大濠公園と舞鶴公園の一体的な活用を図るセントラルパーク構想について、市民の意見を反映できる仕組みを導入しながら着実に進めます。
- 歴史あるおもてなしの港町という姿勢を明確に発信するため、鴻臚館を早期に復元します。

▶ 映像関連産業の振興（2 施策）

- アジアフォーカス・福岡国際映画祭については、事業趣旨を文化振興から集客交流にまで広げて「アジア映画フェア」に発展させるなど、ビジネスにつながるクリエイター向けに特化した事業展開を図ります。
- 本市のアニメ・ゲーム・CG などのデジタル関連企業の集積を活かし、「福岡発の映画」づくりを支援します。

▶ MICE の推進（3 施策）

- MICE の専門組織（Meeting Place Fukuoka）を中心に、世界中の政治、経済、文化、芸術、学術など幅広い分野の賢人が集うコンベンション「福岡版ダボス会議の企画・誘致を行ないます。
- 食を一つの産業として捉え、博多の食をブランド化して海外へ売り込んでいくために、様々な取り組みを実施します。
- 世界規模のコンベンション誘致やクルーズ船対応に備えて、留学経験者などの語学力のある市民を掘り起し、即戦力となる通訳士の育成を行ないます。

▶ 福岡マラソンの充実（1 施策）

- 福岡マラソンについて、更なる知名度向上や大会の充実を図ります。



成長戦略

II. 新しい仕事を生み出し続ける 新産業発芽・苗床都市

8 項目 12 施策

世界のビジネス環境が閉塞する中にあっても都市が成長をし続けるためには、新しい仕事がほかの土地よりも生まれやすいビジネスインフラを不断に改善し続けることが求められています。また、ICT 時代に突入していることから、新しい仕事や雇用が生まれ続ける新産業発芽・苗床都市づくりが必要であると考えます。

▶ 若年者新規雇用拡大助成金の創設 (1 施策)

- 本市に本拠地を置く中小企業が卒後 3 年以内程度の若年者を雇用した際に、当該中小企業が負担する給与の一定程度を期限つきで助成できるような制度を作ります。

▶ 住宅リフォーム助成制度の創設 (1 施策)

- 家族構成の変化や住宅の長寿命化に対応するため、戸建てだけでなくマンションも含めて、住宅リフォームの際に一定額を助成する制度を創設します。

▶ 首都機能バックアップをにらんだ企業誘致の推進 (1 施策)

- 本市への首都機能バックアップの実現に向けての取り組みを強化し、日系企業の総務機能や外資系企業のアジア統括機能など、企業の一部または全部の機能を福岡市に積極的に誘致します。

▶ 行政情報の公開・活用の推進 (1 施策)

- 本市を拠点とする中小企業の市場開拓支援や個人商店の活性化のためにも、本市の行政情報をいろいろな視点から捉え収集していくとともに、必要としている企業に的確に提供できるような仕組みづくりを推進します。

▶ 国家戦略特区の推進 (3 施策)

- グローバル創業・雇用創出特区について、被雇用者が不利益を被るような労働規制の緩和を本市の特区に導入しないよう要請します。
- 雇用労働相談センターに寄せられた相談内容および助言については、速やかな情報公開を行ないます。
- 非正規雇用労働者の労働生活実態調査を行ない、調査結果をもとに労働条件を改善する様々な施策に取り組みます。

▶ 商店街に対する支援の拡充 (1 施策)

- 市内商店街のマ manpower に関する実態調査のデータを活かし、商店街の事務局機能の強化や空き店舗解消に向けた具体策をはじめ、実効性のある支援施策を実施します。

▶ 農業・水産業の振興 (2 施策)

- 議員提案された「ふくおかさん家のうまかもん条例」に基づき、農林漁業生産と加工販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、農山漁村の第 6 次産業化推進や 12 次産業化を目指す事業への支援を実施します。
- 地産地消の観点から、商店街において小売店から消費者まで届ける仕組みを作るなど、市内で生産された 1 次製品の消費を拡大します。

▶ 林業の再生 (2 施策)

- 福岡市有面積の 32% を占める森林資源の保全を図り、林業を産業として再生させます。
- 荒廃竹林への対応策として、竹チップ等の活用策を検討するなどバイオマスエネルギー化を図ります。



成長戦略

Ⅲ. アジアの課題解決を行なう ソーシャルビジネス都市

3 項目 3 施策

本市の節水型都市システム、簡便なごみ処理システムなど、発展するアジア地域の社会改善につながる技術は重要な財産であります。これら公共技術をアジア諸国に輸出していくとともに、これまで公共が解決すべきものとして認識されていた国際課題、地域課題を民間の力で、それもビジネスという手法を用いて解決していけるような都市を目指すべきであると考えます。



▶ 公共技術の輸出について（1 施策）

- 本市が誇る水やごみ収集処理などの公共技術を輸出するためのコンソーシアムを本市主導で確立し、大規模な公共技術をパッケージとして輸出できる企業を育てます。

▶ 共働事業提案制度の拡充（1 施策）

- 福岡市共働事業提案制度に関する予算を拡充するとともに、提案受け付けの際にきめ細かなサポートを行なうなど、更に多くの NPO が参加できるよう施策の充実を図ります。

▶ 世界水準の技術で地域課題の解決を促す仕組みの導入（1 施策）

- 「本市の地域課題を解決するために世界から広く技術を集める」という視点から、様々な行政課題の解決に民間企業等のアイデアを活用することで、市民サービスの向上とコストの削減、新たなビジネスチャンスの創出を図ります。



成長戦略

Ⅳ. アジアスタンダードを確立する 人材育成・教育都市

7 項目 11 施策



経済成長の原動力は人材です。ICT 時代の今日、アジアに特化しつつも、世界で活躍できるコミュニケーション能力を若いうちから養うことが基礎的な人材育成の要件となっています。加えて、グローバル化する経済の中で、付加価値の高い生産力をつくり出すためにも、戦略的に意識した教育が必要になるとも考えます。

本市がそのような人材育成・教育都市として認知されるために様々な施策に取り組めます。

▶ 少人数学級の拡大 (1 施策)

○児童生徒一人ひとりに向き合い、きめ細かい教育を行なうためにも小学校 5、6 年生における一部教科担任制を継続するとともに、同学年に少人数学級制 (35 人以下) の導入を目指します。

▶ 不登校・ひきこもり対策の推進 (1 施策)

○子どもたちが誰一人として取り残されことなく、特に義務教育課程における機会の均等が奪われないようにするためにも、不登校対応教員を増員します。

▶ 教師が子どもに向き合う時間の確保 (1 施策)

○『福岡市立学校教諭等の勤務実態調査』の結果に基づき、学校の教師が子どもたちに向き合う時間を十分に確保できるよう、教師の負担感を軽減させる施策に取り組めます。

▶ 小中学校のインフラ整備の推進 (2 施策)

○小中学校の普通教室だけではなく、理科室などの特別教室や給食室へのエアコン設置を進めます。
○老朽化したトイレについて、耐震化工事後の地域密着型公共工事として捉え、洋式化の要望も踏まえながら整備計画を前倒しします。

▶ シティズンシップ教育の導入 (2 施策)

○市立小中学校および市立高校において、児童・生徒に対して政治・経済・司法を理解するといった「市民性を育む」教育カリキュラムを導入します。
○児童会・生徒会活動の活性化や社会科における「テーマ授業 (学習課題を自ら設定して調査研究を行なう授業)」の充実を図ります。

▶ 体験型教育の充実 (2 施策)

○学校統廃合により生じる廃校舎を活用して、品川区や京都市のような体験型学習施設の整備に取り組めます。
○外国語の体験型教育については、市内全ての児童生徒が外国語に触れる機会や環境を作ります。

▶ 高等教育機関の設立 (2 施策)

○本市におけるアジア近現代の文化研究に関する蓄積を生かし、世界水準の高等教育機関を市主導で設立します。
○特定分野で人材吸引力のある人材を確保するために、外郭団体のみにとらわれずに、本市の企画部門などでも活躍できるポストを提供します。



市民が自ら発言し、議論し、決定する仕組みづくりを目指す

地域主権戦略

～ 住民自治・行革分野 ～

行政からの依存と分配の政治から、市民の自立と創造による政治へと転換するためには、これまで政治の場に届けられなかった市民の声を吸い上げ、眠ったままになっている市民の力を引き出し、社会イノベーションを引き起こすために新たな仕組みづくりが必要だと考えています。

このような政治環境をつくり上げることをミッションとして掲げ、そのような市民の活動を支えるために必要な市民自治改革、行政改革、議会改革の内容を福岡市版地域主権の改革プログラムとして提案するものであります。

19 項目 28 施策

地域主権戦略

I. 市民自治改革

8 項目 11 施策

幅広い市民の声を吸い上げ、その力を引き出すために、これまで慣例として対応してきた市民団体や一般市民と行政の関係を改めて問い直すときに来ているというのが、市民自治改革に対する私たちの認識であります。

そのための制度改革、見直しを行うために、我が会派は、本市でできる改革について提案します。



▶ 団体代表者会議の創設 (1 施策)

- 住民自治、経済、労働、NPO などの団体ごとに団体代表者会議（行政との公開協議機関）を設置し、団体意見を市政に直接反映できるようにします。

▶ 公共事業における市民意見の反映 (1 施策)

- 公園や道路などの地域住民に身近な公共事業については、有識者に加えて自治会、町内会、商工団体、施設利用者など多様な利害関係者を含めた市民参加型のワークショップを開催するなど、地域特性に合わせた整備を進めます。

▶ 男女共同参画の推進 (1 施策)

- 本市の女性役職者の割合を 2020 年までに 30%に向上させるため、あらゆる施策に取り組みます。

▶ 住民自治支援基本条例の制定 (3 施策)

- 住民自治支援基本条例を制定し、市民生活を地域で支える自治会、町内会活動の公共性を明確化します。
- 各区自治協議会会長会との連絡会や福岡市自治協議会等 7 区会長会連絡会を行政との公的な会議として明確に位置づけ、議事を原則公開とするなど公開性を高めるとともに、市政及び区政に関する諮問機関として位置づけます。
- 地域コミュニティの活動に多様な主体が関わるように、地域で活動する消防団や商店街が地域活動に参画しやすい環境整備を進めます。

▶ 若年者の地域参加の促進 (1 施策)

- 若者が地域まちづくりに参画しやすい環境整備の一環として、若者が町内会、自治会との接点を持てるような施策を実施します。

▶ NPO 団体への支援の拡充 (2 施策)

- 本市を拠点に活動する認定 NPO を増やすため、支援・相談体制を拡充します。
- NPO 団体の活動支援の一環として、PST 基準のさらなる緩和や条例指定を行ないます。

▶ 公民館への行政コンシェルジュの配置 (1 施策)

- 地域住民が求める多様な行政ニーズを一次的に捌き、相談窓口の提示をするといった「行政コンシェルジュ」を公民館に配置し、公民館の行政拠点機能を強化します。

▶ 空き家対策の推進 (1 施策)

- 「福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例」に基づき、空き家の持ち主に対する指導を強化するなど、さらなる施策の充実を図ります。

地域主権戦略

II. 行政改革

7 項目 13 施策

市民が望む最適なサービスを提供することは、行政の大きな役割であります。この最適の意味を行政だけが考えるのではなく、市民みずからが考え、納得することが非常に重要であると考えます。市民との協働を前提として市役所のあり方を抜本的に見直す、本市が出資する外郭団体の経営状況をガラス張りにし、不必要な天下りを根絶する、無駄な事業を徹底的に削減するとともにお役所仕事をなくす、地域や団体、民間企業が新しい公共を担うために必要な制度改革を実施することなどを通して、住民と協働して最適なサービスを生み出せる行政政府を実現します。

▶ 市民参加型の行政改革会議の設置 (2 施策)

- 本市が実施している事業の見直しを提案する「市民参加型の会議体（行政改革会議）」を恒常的に設置して議論するとともに、そこでの結果を市民や議会に公開します。
- 本市が実施する事業評価や見直しを毎年度実施し、その結果を市民がアクセスしやすい形で公開します。

▶ 滞納対策の推進 (2 施策)

- 税や保険料及び利用料、使用料などの歳入に関する項目について、市民がより納付しやすいシステムの構築や、区役所担当課の体制拡充などに取り組みます。
- 支払う能力があるにもかかわらず納付しない滞納者への徴収を強化します。

▶ 区役所サービスの向上 (1 施策)

- 人口増加の著しい行政区については、出張所の設置を含めた対策を検討し、待ち時間の短縮など市民サービスの向上を図ります。

▶ 官民の役割分担の明確化 (2 施策)

- これまでの民間委託や指定管理者制度の活用及び業務そのものの民間への移譲といった民営化施策に関する成果、実績、課題を検証し、評価を行った上で、市民や議会に広く公開します。
- 公共サービスを民間に移管する際には、技術の継承という基本的視点を持ちながら、コスト面だけの選定とせず、適切な勤務条件の確保や子育て支援体制の充実に関する選定基準を設け、良好な職場環境の整備を進める企業の参入を促します。

▶ 外郭団体改革の推進 (3 施策)

- 外郭団体改革に当たっては、事業仕分け等の手法により再評価した上で、抜本的な見直しを図ります。
- 外郭団体への天下り（職員退職後の外郭団体への再就職）批判に対応するため、厳格な基準（募集要項、採用基準、またその給与体系等）を作成・公表します。
- 補助金交付団体および財政支援団体については、その数や各団体への補助、支援金額、派遣職員の人数等の情報を一元的に管理した上で、外郭団体改革実行計画と同様の手順を踏んで検証を行ないます。

▶ 民間ノウハウの活用 (2 施策)

- 即戦力の職員を採用する職種を重点分野として定め、専門分野における民間人材の採用を拡大します。
- 行政機関の外部資源のさらなる活用のために、民間からの人材や任期付きの職員の任用、雇用についての実績、成果、課題を整理し、市民や議会に公開します。

▶ 時代に合わない条例・規制の見直し (1 施策)

- 新たな公共のあり方を踏まえ、本市の条例や規則を全面的に見直す「規制仕分けを実施し、地域住民団体や NPO 団体、企業の活力を引き出します。



地域主権戦略

III. 議会改革

4 項目 4 施策

本来、「市民の声が政策に反映される」ために最も頼りになる存在が、市民より選出され負託を受けて活動している個々の議員であり、その総体が市議会です。私たちは、「地域主権改革」を担う重要な一員として、市民起点に立った新しい政治環境を作り上げることが最大の使命としています。そして、市民と一緒に地域の将来を議論し、政策のかたちで提案し、さらに市民に対する説明責任をしっかりと果たすことのできる「働く議会」を実現します。

▶ 議会基本条例の制定 (1 施策)

○議会基本条例を制定し、市民に対して福岡市議会の決意を示します。

▶ 議会報告会の開催 (1 施策)

○議会活動の状況を定期的に伝えるために「こんにちは、議会です! (出張議会)」や「議会報告会」を開催します。

▶ 議会改革諮問会議の設置 (1 施策)

○議会の附属機関として議会改革諮問会議（仮称）を設置し、議会（議員）の役割や議員定数、議員報酬の在り方を抜本的に見直します。

▶ 通年議会の実施 (1 施策)

○通年議会を開催し、議会での政策立案・審議の時間を増やします。



私たちの思い

福岡市議会は、
どうすれば市民の期待に応えられるか？

議員一人の力で、約1兆9,000億円の予算を持つ
福岡市全体を動かすことは大変難しい。

しかし、**チームとしての取り組みを強め、
みんなで知恵を出し合い 議論を交わすことで、
市議会は福岡市を大きく動かす力になる。**

これまで積み重ねてきた議論の中で、私たちはそう確信しています。

そこで、私たちは右記の行動指針を**全員で共有し、**
議会活動の内容やその成果を
分かりやすく市民のみなさんに示すことをお約束します。

行動方針

政策実現の仕組み「**議会のPDCA**」で
プロジェクトを確実に進めていきます

P(Plan=計画)、D(Do=実行)、
C(Check=評価・見直し)、A(Act=改善)
※PDCA…プロジェクトを成功に導くための行動モデル



やります!

1 今回の政策・提案(計画)に議会活動を通じ、
あらゆる手法を用いて**政策の実現のために行動します。**

やります!

2 会派の取り組みを毎年チェックし、
その**進捗状況を市民のみなさんに公表します。**

やります!

3 その結果をもとに、
みなさんとの意見交換会を実施します。
その場での意見を、
次年度の私たちの取り組みに活かします。

福岡市議会 福岡市民クラブ

2015 年 3 月 16 日 発行

〒810-8620

福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 議会棟 11 階

TEL : 092-711-4736

FAX : 092-732-4055

Mail : info@fukuokashimin.jp

☐ <http://fukuokashimin.jp/>